

保育料等の算定における「年少扶養控除のみなし適用」の終了について

1 経過

税制の改正により、平成24年度分から税額の算定における所得控除の年少扶養控除が廃止されました。

国は、この廃止に伴い利用者負担額（保育料）において急激な負担増を緩和するため、平成26年度までの経過措置として「年少扶養控除のみなし適用」を行い、保育料の算定における軽減措置を実施してきました。

平成27年度以降は、平成26年度に在園していた児童が卒園するまでの間に限り「年少扶養控除のみなし適用」を可能とし、町田市は、引き続き同様の取り扱いを実施してきました。

今回、その適用期間が満了することにより、「年少扶養控除のみなし適用」を令和2年3月末日にて終了することとなりました。

※なお、現状、多摩26市のうち「年少扶養控除のみなし適用」を行っている自治体は、八王子市、武蔵村山市、羽村市、国立市、町田市の5市となっていますが、八王子市を除く4市は、「年少扶養控除のみなし適用」を終了する予定としております。

2 終了に伴う影響

〈「年少扶養控除のみなし適用」の終了に伴う対象と内容〉

- (1) 0歳児・1歳児の利用者負担額（保育料）
- (2) 3歳児・4歳児の給食費の減免対象の可否
- (3) 3歳児・4歳児の私立幼稚園保護者補助金額
に影響が生じます。

※2歳児及び5歳児は、それぞれ、新年度には無償化の対象となること又は卒園することとなるため影響する対象から除いております。

〈具体的な影響内容〉

- (1) 0歳児・1歳児までの利用者負担額（保育料）については、東京都第3子減免制度の適用があるため、影響範囲は限定的です。影響の生ずる人数は13人、最大で1か月当たり3,500円程度の負担増となっています。平均すると1人当たり1か月当たり1,500円程度負担が増加することとなります。
- (2) 3歳児・4歳児までの給食費の減免対象の可否については、1か月の給食費を6,000円程度と想定しますと、少なくとも45人、1か月当たり、6,000円程度負担が増加することとなります。※1※2
- (3) 3歳児・4歳児までの私立幼稚園保護者補助金額については、補助金の額が減少する人数は概ね56人、最大で4,400円の負担増となっています。平均すると1人当たり1か月2,100円程度の負担が増加することとなります。※2

※1 2号認定の児童で、同一世帯に対象者が2人いる世帯が2世帯あります。

※2 私立幼稚園保護者補助金のきょうだいの年齢カウント方法の区分及び給食費の減免対象者ともに年収360万円を基準としているため、私立幼稚園保護者補助金の金額が4,400円減少し、かつ、給食費の減免対象者から除外される人が17人程度います。
(1か月当たり10,000円程度の負担増)